

事 務 連 絡
令和4年12月23日

医学部、歯学部又は
附属病院を置く各国公私立大学 御中

文部科学省高等教育局医学教育課

医学部等教育・働き方改革支援事業の公募について

文部科学省では、令和5年4月施行予定の医師法改正等に対応し、医学部・歯学部における公的化後の共用試験の確実な実施のために必要なシミュレーター等の教育設備整備や、令和6年4月1日から適用される医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用に向けて、大学病院における医師等の労働時間短縮や業務効率化に資する ICT 機器等の整備について緊急的な支援を行うための経費を令和4年度第2次補正予算に計上しています。

つきましては、貴学が大学改革推進等補助金を活用した本事業の実施を希望する場合は、別添「医学部等教育・働き方改革支援事業について」をご確認の上、別紙の計画書を提出いただくようお願いいたします。

本事業に対し、文部科学省において、別紙の計画書に基づいて、対象校を選定します。

なお、今後の社会情勢等により、補助予定の内容等を変更する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

【連絡先】 文部科学省高等教育局医学教育課

電 話：03-5253-4111

医学教育係 降旗、萩野、澤幡（内 3306）

大学病院支援室病院第二係 佐藤、鶴島（内 2578）

E-Mail：igaku@mext.go.jp

医学部等教育・働き方改革支援事業について

以下の内容は、今後の社会情勢等により、変更する可能性があります。

I. 背景・目的

(1) 背景

令和5年4月施行予定の医師法改正等による医学生・歯学生の共用試験公的化に伴い、試験内容の拡充や試験実施の厳格化に対応する環境を整備することが求められています。

また、大学病院においては、令和6年4月1日からの医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用に向けて、医師労働時間短縮計画の作成、医療機関勤務環境評価センターによる評価の受審、都道府県への特定労務管理対象機関の指定申請等の手続きが必要なため、速やかに医師の労働時間短縮や業務効率化に向けた具体的な取組を進める必要があります。

(2) 目的

本事業では、医学部・歯学部における公的化後の共用試験の確実な実施のために必要なシミュレーター等の教育設備整備や、大学病院における医師等の労働時間短縮や業務効率化に資する ICT 機器等の整備について緊急的な支援を行うことを目的としています。

II. 補助の内容

医学部、歯学部又は附属病院を有する国公私立大学^(※)に対し定額を補助します。具体的には以下の通りです。

※医師養成課程を置く学部学科（以下「医学部」という。）、歯科医師養成課程を置く学部学科（以下「歯学部」という。）又は附属病院のいずれかを有する大学。

(1) 募集する事業の内容

(メニュー1) 医学生・歯学生の共用試験公的化に向けて、試験内容の拡充や試験実施の厳格化又は診療参加型臨床実習の充実に対応する環境を整備する取組

【例】

- ・試験課題で必ず使用するシミュレーター整備や、試験課題数増加に伴うレーン数増加のためのシミュレーター台数増加
- ・感染症対策のための頭頸部診察用シミュレーター整備
- ・評価の効率化を目的とした評価表ペーパーレス化のためのタブレットやWiFi環境整備
- ・不正行為や異議申し立てに対応するためのビデオカメラ整備

- ・診療参加型臨床実習を拡充するためのシミュレーター等整備 等

(メニュー 2) 労働基準法等に基づく医師の時間外・休日労働時間の上限規制適用に向けて、各大学病院が確実に必要な特定労務管理対象機関の指定を受けられるよう、ICT 機器等による医師等の労働時間短縮や業務効率化に向けた環境を整備する取組

【例】

- ・遠隔診断が可能となるシステムや端末の整備
- ・医療文書の作成時間を削減するための音声入力システムの導入
- ・その他、医師の労働時間短縮や業務効率化を行う上で効果を発揮する設備機器の整備 等

(2) 補助上限額

補助上限額については、以下のとおり、各メニューで必要とされる備品等を考慮し、それぞれ個別の金額を設定しています。

(メニュー 1) 共用試験公的化対応

■医学部 25 百万円 (上限額)

■歯学部 20 百万円 (上限額)

(メニュー 2) 医師の働き方改革対応

■附属病院 30 百万円 (上限額)

※ 申請の状況等により予算が不足する場合は、「VI. 審査の観点」を踏まえ、申請額に一律の割合を乗じて交付するなど、予算の範囲内で調整を行うことがあります。

※ 上限額は、各メニュー、学部毎に設定することとし、合算できません。また、選定後に大学において補助金を執行する際にも取組別に予算を管理することとし流用はできません。

(3) 選定件数

(メニュー 1) 共用試験公的化対応

■医学部 32 件程度

■歯学部 11 件程度

(メニュー 2) 医師の働き方改革対応

■附属病院 15 件程度

III. 補助期間

交付決定日～令和 5 年 3 月 31 日

IV. 補助対象経費

本事業では、医学部・歯学部における共用試験公的化に向けて必要なシミュレーター

等の教育設備や、大学病院における医師等の労働時間短縮や業務効率化に資する ICT 機器等の整備に係る経費を中心に支援することとしています。

このため、人件費（雇用経費）及び旅費については、本事業の補助金での支出は認めないものとします。

- ① 物品費
医療用シミュレーター、実習用周辺機器等の教育設備、ICT 端末、機器に付随する消耗品等
- ② 人件費
講師等謝金（機器等の使用方法に関する指導・助言や講演等に対する謝金）
- ③ その他
外注費、通信運搬費、その他（諸経費）等

V. 補正予算の支援対象となる大学

（メニュー 1）共用試験公的化対応

下記の①～②に該当する大学を支援の対象とします。

- ① 本事業で整備する機器を活用し、共用試験及び各学部の学生を対象とした教育を一部実施すること
- ② 診療参加型臨床実習を推進^(※)させるために課題や対応策を検討していること
※医学：門田レポートで実施すべきとされている医行為のうち、医学部生の経験率が低い医行為の経験率向上 等
歯学：歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）「臨床実習の内容と分類」において、Ⅰ指導者のもと実践する、Ⅱ指導者のもとでの実践が望まれるもののうち、歯学部生の経験率が低い歯科医行為の経験率向上 等

（メニュー 2）医師の働き方改革対応

下記の①～②のすべてに該当する大学を支援の対象とします。

- ① 医師の働き方改革の推進に向けて、大学・大学病院において必要な体制を整備し自主的な勤務環境改善活動が行われていること。
- ② 本事業で整備する機器を活用し、早期に都道府県に対する特定労務管理対象機関の指定申請までの諸手続きを進めること。このうち、医師労働時間短縮計画案の作成完了予定時期が本年度中であること。

VI. 審査の観点

別紙「計画書」の記載事項について、特に以下の観点から審査を行うことを予定しています。

（メニュー 1）共用試験公的化対応

- ① 公的化後の共用試験の確実な実施にあたり、課題が明確に抽出されており、課題解決の必要性が高いか。
 - ② ①の課題に対する対応策（教育設備整備）が適切であり、効果が大きいか。
 - ③ 診療参加型臨床実習を推進するための課題が明確に抽出されており、課題解決の必要性が高いか。
 - ④ ③の課題に対する対応策（教育設備整備）が適切であり、効果が大きいか。
 - ⑤ 申請経費の内容が、実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がないか。
- ※「共用試験の確実な実施」と「診療参加型臨床実習の充実」では、喫緊の課題として「共用試験の確実な実施」が優先されます。

（メニュー２）医師の働き方改革対応

- ① 大学又は大学病院の管理者のリーダーシップの下、大学又は大学病院全体として医師の働き方改革を進めていく体制が整備されているか。
 - ② 医師の働き方改革の推進に向けて、これまでの取組を踏まえ、さらに解決すべき課題が明確になっているか。
 - ③ 課題の解決に向けて具体的な計画を立て取り組んでいるか。
 - ④ 整備する ICT 機器等ごとに想定される効果が明確であり、これらを活用することにより、速やかな申請手続き、労働時間短縮への効果等が大きいか。
 - ⑤ 申請経費の内容が、実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がないか。
- ※選定にあたっては、課題の解決に向け機器等の整備の効果が大きいことが優先されます。

VII. 選定方法

選定は文部科学省高等教育局医学教育課に設置する選定委員会において行います。その際「V. 補正予算の支援対象となる大学」及び「VI. 審査の観点」を踏まえ選定を行います。

VIII. 別紙「計画書」について

1. 総表

・事業推進責任者氏名

実質的な事業統括者名等を記載してください。事業推進責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

・事務担当者氏名

必ずすみやかに連絡が取れる事務担当者（課長又は係長相当職以上の方）名等を記載してください。

2. 実施計画

- ・各メニュー、学部ごとの事業責任者名等を記載してください。

- ・本通知の「V. 補正予算の支援対象となる大学」、「VI. 審査の観点」も参照の上、記載してください。
 - ・「2. 実施計画」は「3. 設備整備等の計画」で計上している必要経費と整合するよう、記載してください。
3. 設備整備等の計画
- ・補助上限額の範囲内で、真に必要な額を計上してください。
 - ・計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性・不可欠性について確認させていただく場合がございます。

IX. 提出について

申請を希望する場合は別紙の計画書を作成の上、「提出方法」に則って御提出願います。

- ・ 締切：**令和5年1月23日（月）15時** **【締切厳守】**
(当日15時までのメール送信記録のあるものは可とする。)
- ・ 提出方法：以下のURLに提出ファイルをアップロードし、アップロードが完了した旨を医学教育課宛てにメールで連絡すること。
URL：<https://mext.ent.box.com/f/54a7c6acc53e4f30800872ef2b6c73a2>
メール宛先：igaku@mext.go.jp
- ・ メール件名：「00【〇〇大学】医学部等教育・働き方改革支援事業」
- ・ 提出ファイル：**①エクセルファイル、②計画書及び別添の一括PDFファイル**
ファイル名は①、②とも「00【〇〇大学】計画書」とすること。

- ※ 提出は、学部やメニュー毎ではなく、大学において取りまとめの上御提出ください。
- ※ メール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。
- ※ ②について、文字切れの場合にはそのデータにて審査を実施しますので、PDF化に当たっては注意してください。
- ※ メール件名及びファイル名の「00」には計画書「(参考)大学番号」シートの番号を記載してください。

X. 情報公開及びフォローアップ

選定された大学の計画書のうち、「2. 実施計画」の情報は公表を予定しています。

また事業の成果は、事業終了後の実績報告書のほか、別途報告を求める場合があります。

XI. その他

選定に当たっては、メニュー1については、令和3年度第1次補正予算での「ウイズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」（メニュー2A）に採択されていない

大学が優先される予定です。

また、厚生労働省等が実施している他の事業又は他の補助金等による経費措置を受けている計画あるいは令和2年度第3次補正予算での「感染症医療人材養成事業」、令和3年度第1次補正予算での「ウィズコロナ時代の新たな医療に対応できる医療人材養成事業」（メニュー2A）などの他の補助金等に選定されている計画と同一又は類似の計画については選定対象外としますので、申請に当たっては十分留意してください。

XII. 今後のスケジュール

令和5年

- 1月23日（月）15時 別紙 計画書 提出締切
- 2月下旬目途 対象予定大学選定、交付申請書類作成依頼
- 3月上旬目途 交付申請書類提出締切
- 3月中目途 補助金交付決定（以後、契約行為可）